

ニセコ町自転車の適切な利用を促進する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の適切な利用の促進を通じ環境への負荷の低減を図るため、基本理念を定め、町、町民、自転車利用者及び事業者の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の適切な利用を総合的かつ計画的に推進し、もって脱炭素社会の持続可能なまちづくりに寄与するとともに、道路の交通安全、町民の健康促進、町の観光振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者 町内において自転車を利用する者をいう。
- (3) 事業者 町内において事業活動を行う法人その他団体又は個人をいう。
- (4) 関係団体 自転車の適切な利用の促進に関する町の施策に協力する団体をいう。
- (5) 自転車関係法令 道路交通法その他自転車の利用に関する法令をいう。
- (6) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る事故により生じた損害を賠償する保険又は共済をいう。

(基本理念)

第3条 自転車の利用の促進は、自転車が、日常生活における利便性の高い交通手段であり、かつ事業活動において自動車の代替となりうる移動及び輸送手段であるという前提の下に行わなければならない。

- 2 自転車の利用の促進は、自転車による交通が環境への負荷の低減に有効な手段であるという基本的認識の下に行われなければならない。
- 3 自転車の利用の促進は、町民の健康増進、自転車を利用した観光振興に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。
- 4 自転車の利用の促進は、歩行者、自転車利用者及び自動車利用者が互いに安全で安心して通行することができる環境を創出することを旨として行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念にのっとり、自転車の適切な利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 町は、町民、自転車利用者、事業者及び関係団体が実施する自転車の安全な利用及び利用の促進に関する活動の支援に努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、第3条に定める基本理念について理解を深め、それぞれの立場において自転車の利用の促進を図るよう努めるものとする。

- 2 町民は、町が実施する自転車の適切な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自転車利用者の責務)

第6条 自転車利用者は、自転車関係法令を遵守し、歩行者及び自動車等の通行に十分に配慮して自転車を利用するとともに、その自転車について必要な点検及び整備を行う

よう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念について理解を深め、その事業活動において自転車の利用の促進を図るよう努めるものとする。

2 事業者は、自転車の適切な利用の促進に当たっては、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車関係法令の遵守に関する情報の提供その他自転車の安全かつ適正な利用に関する助言を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、その事業の用に供する自転車の定期的な点検及び整備に努めるものとする。

4 事業者は、町が実施する自転車の適切な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の責務)

第8条 関係団体は、町が実施する自転車の適切な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自転車の利用による環境負荷の低減)

第9条 町は、日常における町内移動において、自動車も自転車に代替することを推進し、環境負荷の低減に努めるものとする。

(自転車の利用環境の整備)

第10条 町は、自転車を安全かつ適切に利用することができるための環境の整備に努めるものとする。

(啓発活動)

第11条 町は、町民に対し、自転車の安全かつ適切な利用に関する啓発活動を行うよう努めるものとする。

(自転車損害賠償保険等への加入)

第12条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。ただし、当該自転車利用者の自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入が当該自転車利用者以外の者によりなされているときは、この限りでない。

2 事業者は、従業員に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

(町民等への支援)

第13条 町は、町民、事業者及び関係団体が行う自転車の適切な利用の促進に関する取組に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 町は、自転車の適切な利用の促進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。